

志木市教育委員会職員の懲戒処分について

1 概要

当該職員は、志木市教育委員会教育政策部学校教育課学事庶務グループ員として、同市が行う令和3年8月6日に実施した小中学校養護教諭夏季研修会の講師謝礼金支払手続き事務について、講師謝礼金5,000円を令和3年8月25日に講師とは別の人物に誤振込みした。同年10月4日謝礼金に関する問い合わせを受けて誤振込みの事実を覚知したが、令和4年3月28日までの間、当該講師への謝礼金の支払い手続きを放置し、再三にわたり支払いの催促を受けたため、架空の請求書を作成し、令和4年4月13日に講師謝礼金を振り込んだ。

加えて、この間職務上の過誤を上司に報告しなかったばかりか、自らが作成した架空の請求書の決裁時には、上司に対しても虚偽の報告をした。

また、当該職員については、令和2年度においても不適切な事務処理で戒告処分を受けており、 僅かな日時を経て再度不適切な事務処理に及んだものであり、この行為は、市職員としての自覚 や責任が著しく欠如しており、地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号の規定により停職 1月の処分を行いました。

なお、別の人物に誤振込みした講師謝礼金については、令和4年6月に市に還付されている。

2 当該職員

- (1) 所属部署 教育政策部 いろは遊学館
- (2) 職 名 主任
- (3) 年 齢 29歳
- (4) 性 別 男
- 3 処分年月日 令和4年8月8日
- 4 処分内容 停職1月
- 5 処分による影響等
- (1) 昇給・昇格 1年間昇給及び昇格しない
- (2) 勤勉手当 直近の勤勉手当の成績率において、100分の30を減じる。 ※停職処分を受けた職員は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。
- 6 今野美香(こんの みか)教育政策部長のお詫びのコメント 職員の服務規律の遵守につきましては、注意喚起をしていたところでありますが、このような ことが起きてしまったことに対して、深くお詫びを申し上げます。

今後につきましては、なお一層、服務規律の確保に努めてまいります。

記 者 発 表 資 料
令和4年8月8日
教育政策部教育総務課
担当者/課長 成田 樹哉
電話番号/048-473-1137

志 木 市